

# 東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会について

## 1. 経緯

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道や東北地方へ相次いで上陸した台風により、国や道、県が管理する河川が氾濫し甚大な被害が発生しました。これらを受け、平成29年5月に水防法の一部が改正され、大規模氾濫減災協議会の創設が規定されました。

都では、水防法改正を受け、平成29年12月に「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」を設置し、平成30年6月に各構成員がそれぞれ又は連携して実施する減災に向けた取組を含む取組方針を定めました。



平成30年6月 減災協議会開催状況

## 2. 達成すべき目標

東京都管理河川の氾濫に伴う水害に対し、确实・迅速な情報伝達及び避難勧告等の発令体制を構築することにより「人的被害をなくすこと」及び関係機関が積極的な連携のもと実施される水防活動により「物的被害を最小限度にとどめること」を目指す。

## 3. 目標達成に向けて概ね5年で実施する主な取組

- 情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・ 河川管理者からの情報提供
  - ・ 水害対応タイムラインの策定
  - ・ ICTを活用した洪水情報の提供 など
- 平時からの住民等への周知・教育訓練に関する事項
  - ・ 想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等の作成と周知
  - ・ 水害ハザードマップの作成、改良と周知
  - ・ 防災教育の充実 など
- 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項
  - ・ 水防上注意を要する箇所の確認、水防資器材の整備
  - ・ 水防訓練の充実 など

平成29年12月  
減災協議会を設置  
(規約決定)

平成30年6月  
減災協議会を開催  
「取組方針」の  
審議、決定

令和元年以降、  
毎年減災協議会を開催し  
取組の進捗状況等  
を確認  
(原則年一回)